

## 見積書の提出について

見積提出会参加者の皆様へ

飯 能 市 長

見積提出会に参加されるに当たっては、下記の記載事項に留意のうえご参加ください。

### 記

- 1 請負決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって請負金額としますので、見積者は消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
- 2 契約保証金を納付すべきこととなった場合は、契約金額の10分の1に相当する額を契約保証金とし、その契約保証金に見合う履行保証保険に加入していただくこととなります。
- 3 免税事業者が請負者となった場合は、免税事業者届出書を提出してください。
- 4 見積書の提出に当たっては、別紙「見積提出会の心得」を熟読のうえ遺漏のないようご留意ください。

## 飯能市見積提出会の心得

- 1 見積提出者は、飯能市契約規則、飯能市建設工事請負契約約款、工事説明書、飯能市建設工事一般仕様書、工事仕様書、特記仕様書、図面、飯能市見積提出会の心得、その他工事説明会等における配布資料及び見積通知書記載事項並びに現場を熟知のうえ、見積書を提出してください。
- 2 見積書は、本市が指定する用紙を用い、必要事項を記入のうえ、見積者の住所、会社名、代表者名を記入し、代表者の印を押印してください。なお、代理人が見積書を提出するときは、代表者の下にその代理人の記名・押印をしてください。
- 3 見積書は、封筒に入れて提出してください。封筒には工事名及び工事場所並びに見積者の住所及び氏名を記載し、指定の時間に見積書を提出してください。
- 4 代理人をもって見積書を提出するときは、当該見積に関する一切の権限を委任する旨を記載した委任状を見積書提出前に提出してください。
- 5 見積提出の際、見積価格の積算内訳書の提出を求められている案件については、積算内訳書を提出してください。提出された内訳書を確認した結果不備等が認められる場合は、見積者に確認し当該内訳書を提出した者の見積書を無効とする場合があります。ただし、予定価格を事前に明示しない場合は、請負予定者のみ契約締結後14日以内に請負代金内訳書を提出してください。
- 6 工事説明書、仕様書、図面その他配布した資料等は、見積書提出前に回収しますので、見積提出会当日ご持参ください。
- 7 次のいずれかに該当する見積書は、無効とします。
  - ① 見積提出会に参加する資格のないものが見積書を提出した場合
  - ② 見積者の記名・押印のない見積書により提出した場合
  - ③ 記入すべき事項の記入がない見積書又は記入した事項の判読ができない見積書により提出した場合
  - ④ 金額を訂正した見積書により提出した場合
  - ⑤ 記載事項（金額を除く。）の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない見積書により提出した場合
  - ⑥ 代理人で委任状を提出しない者が見積書を提出した場合
  - ⑦ 同一見積書提出について見積者又はその代理人が2以上の見積提出をしたときは、その全部の見積書

- ⑧ 同一見積書提出について見積者又はその代理人がそれぞれ見積書を提出したときは、その双方の見積書
  - ⑨ 明らかに連合によると認められる見積書
  - ⑩ その他見積書提出の条件に違反した見積書
- 8 提出した見積書の書き替え、引き換え又は撤回をすることはできません。
- 9 見積金額は、錯誤のないように特に注意してください。錯誤があった場合は、開札後直ちに申し出てください。その場合は、無効といたします。また、請負者決定宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。
- 10 開封は、見積書提出後直ちに見積者の面前で行います。
- 11 請負者となるべき価格の見積書を提出した者が二人以上いたときは、直ちにくじ引きを行って請負予定者を決定します。
- 12 請負者から請負辞退の申し出があったときは、次位の者を請負者とします。
- 13 見積提出を行っても予定価格に達していない場合は、再度の見積書の提出を行います。
- 14 見積提出会に遅刻した者は、失格とする場合がありますので注意してください。
- 15 見積提出会の辞退は、指名及び見積提出会の通知書の受領から見積書提出までの間、いつでもすることができるものとし、次の方法によります。
- ① 指名及び見積提出会の通知書の受領後、見積に参加しないこととなった場合は、必ず見積提出会の前日までに辞退届を提出してください。
  - ② 見積提出会に出席して辞退をする場合は、見積書に辞退の旨を記載し入札箱に投じてください。
- 16 見積者は、見積提出会後の異議の申し立てはできないものとします。
- 17 見積者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、見積提出会を公正に行うことができないと認められるときは、当該見積者を見積提出会に参加させず、又は見積提出会を延期し、若しくは取り止めることがあります。
- 18 見積書提出会及び契約についてあらかじめ定めていない事項については、その都度定めます。

## 見積書の提出について

見積提出会参加者の皆様へ

飯 能 市 長

見積提出会に参加されるに当たっては、下記の記載事項に留意のうえご参加ください。

### 記

- 1 請負決定（請負予定者）に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって請負金額としますので、見積者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
- 2 契約保証金を納付すべきこととなった場合は、契約金額の10分の1に相当する額を契約保証金とし、その契約保証金に見合う履行保証保険に加入していただくこととなります。
- 3 免税事業者が請負者となった場合は、免税事業者届出書を提出してください。
- 4 見積書の提出に当たっては、別紙「見積提出会の心得」を熟読のうえ遺漏のないようご留意ください。

## 飯能市見積提出会の心得

- 1 見積提出者は、飯能市契約規則、飯能市業務委託契約約款、業務説明書、仕様書、飯能市見積提出会の心得、その他業務説明会資料及び見積通知書記載事項並びに現場を熟知のうえ、見積書を提出してください。
- 2 見積書は、本市が指定する用紙を用い、必要事項を記入のうえ、見積者の住所、会社名、代表者名を記入し、代表者の印を押印してください。なお、代理人が見積書を提出するときは、代表者の下にその代理人の記名・押印をしてください。
- 3 見積書は、封筒に入れて提出してください。封筒には委託業務名及び委託業務場所並びに見積者の住所及び氏名を記載し、指定の時間に見積書を提出してください。
- 4 代理人をもって見積書を提出するときは、当該見積に関する一切の権限を委任する旨を記載した委任状を見積書提出前に提出してください。
- 5 見積提出の際、見積価格の積算内訳書の提出を求められている案件については、積算内訳書を提出してください。提出された内訳書を確認した結果不備等が認められる場合は、見積者に確認し当該内訳書を提出した者の見積書を無効とする場合があります。
- 6 業務説明書、仕様書、図面は、見積書提出前に回収しますので、見積提出会当日ご持参ください。
- 7 次のいずれかに該当する見積書は、無効とします。
  - ① 見積提出会に参加する資格のないものが見積書を提出した場合
  - ② 見積者の記名・押印のない見積書により提出した場合
  - ③ 記入すべき事項の記入がない見積書又は記入した事項の判読ができない見積書により提出した場合
  - ④ 金額を訂正した見積書により提出した場合
  - ⑤ 記載事項（金額を除く。）の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない見積書により提出した場合
  - ⑥ 代理人で委任状を提出しない者が見積書を提出した場合
  - ⑦ 同一見積書提出について見積者又はその代理人が2以上の見積提出をしたときは、その全部の見積書
  - ⑧ 同一見積書提出について見積者又はその代理人がそれぞれ見積書を提出したときは、その双方の見積書
  - ⑨ 明らかに連合によると認められる見積書

⑩ その他見積書提出の条件に違反した見積書

- 8 提出した見積書の書き替え、引き換え又は撤回をすることはできません。
- 9 見積金額は、錯誤のないように特に注意してください。錯誤があった場合は、開封後直ちに申し出てください。その場合は、無効といたします。また、請負者（請負予定者）決定宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。
- 10 開封は、見積書提出後直ちに見積者の面前で行います。
- 11 見積者のうち予定価格以内で最低の価格をもって見積したものを請負者（請負予定者）とします。
- 12 請負者（請負予定者）となるべき価格の見積書を提出した者が二人以上いたときは、直ちにくじ引きを行って請負者（請負予定者）を決定します。
- 13 請負者（請負予定者）から請負辞退の申し出があったときは、次位の者を請負者とします。
- 14 見積提出を行っても予定価格に達していない場合は、再度の見積書の提出を行います。
- 15 見積提出会に遅刻した者は、失格とする場合がありますので注意してください。
- 16 見積提出会の辞退は、指名及び見積提出会の通知書の受領から見積書提出までの間、いつでもすることができるものとし、次の方法によります。
  - ① 指名及び見積提出会の通知書の受領後、見積に参加しないこととなった場合は、必ず見積提出会の前日までに辞退届を提出してください。
  - ② 見積提出会に出席して辞退をする場合は、見積書に辞退の旨を記載し入札箱に投じてください。
- 17 見積者は、見積提出会後の異議の申し立てはできないものとします。
- 18 見積者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、見積提出会を公正に行うことができないと認められるときは、当該見積者を見積提出会に参加させず、又は見積提出会を延期し、若しくは取り止めることがあります。
- 19 見積書提出会及び契約についてあらかじめ定めていない事項については、その都度定めます。